

四、一職支配

成政の越中支配

脇田修氏によれば、織田政権における地域的支配は守護権の系譜をひく一職支配として実現したといわれる。（『織田政権の基礎構造』
織田政権の分析）能登国でも桶瀬氏の指摘によれば（前掲稿）、天正九年（一五八一）

十月二日の前田利家あての信長朱印状には「能登国並之知行」が与えられ、これについて能登正院百姓宛利家判物には、「当国一職に被仰付」れたとしている。ここに利家の能登一職支配が実現したことになる。それでは越中ではどうか。神保長住が越中へ信長より派遣され、信長が死ぬ天正十年六月ま



佐々成政の肖像画

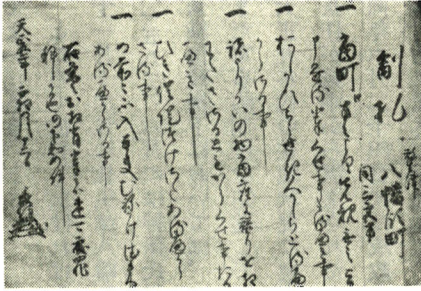
での越中内での知行宛行関係の史料を整理してみればよい。しかし、その前提に越中国内が織田政権に支配されていたかということを考えねばならない。既述のごとく、天正九年二月に成政は有沢凶書助、斎藤豊左衛門に、「当郡内」として五〇〇俵・三〇〇俵を知行宛行っている。八月に埴生社に三〇〇俵を寄進し、十月には有沢に「至来春如国並之可遂糺明」として、五〇〇俵を安堵している。（加越能文庫「有沢文書」・小）。このような知行給与権が成政にあることから、天正九年（一五八一）二月ごろに分封をうけたときから、信長によって越中（実質的に越中全領ではない）に

関する一職支配が宛行われたと考えられ、既述のごとく、それは对上杉関係への相任にウエイトがある。一職支配において、信長から土地を「預置」かれた家臣は地域内の知行宛行権を保持しており、それは「越前国掟」

にみられる「忠節之輩にそれぞれ扶助すべき土地を二、三か所はあけておけ」という条目にあたるものである。成政は、その範囲内において有沢図書助らに知行宛行を遣わしたものと考えられる。殊に、有沢は上杉方と織田方との対峙のなかで、どちらにつくか明確でなく、成政より味方へ引き入れるがための宛行であった。佐久間信盛はこの条目を守らずに自分の直轄地として家臣を召し抱えなかったので、信長より折檻状を申し渡されているのである。

成政と長住

信長より派遣された神保長住の助勢として越前より佐々成政が派遣された。天正



放生津八幡領町あての制札

九年（一五八一）以前には神保長住発給の知行宛行・安堵の史料はみられるが、九年の成政越中入部以降は長住発給のもののみみられない。すべて知行関係は成政の発給となつてゐる。いまだ越中国内の軍事的制圧は遂げていなかったが、この知行宛行の地域は成政の一職支配下にあつたとみ

第1表 佐々・神保発給文書

年月日	発給者	宛先	備考
天正8・10・21	神保長住	清金	青柳下村金山分之内
“ 9・2・20	佐々成政	有沢図書助	当郡内500俵
“ 9・2・20	“	斎藤豊左衛門	当郡内300俵
“ 9・8・3	“	埴生民部	寄進300俵
“ 9・10・9	神保長住	蓮華寺	制札
“ 9・10・13	佐々成政	有沢図書助	高野之内500俵
“ 9・11・12	神保長住	放生津	制札
“ 10・6・24	佐々成政	本郷	禁制
“ 10・6・25	“	蓮華寺	禁制
“ 10・6	神保氏張	手崎	制札

『富山県史』史料編Ⅱ・Ⅲにより作成

てよいだろう。

ところで注目しなければならないのは、神保長住は天正九年十月九日に長沢蓮華寺あての制札を発給し、また同年十一月十二日に放生津八幡領町・同三宮方あてへ制札(高岡市堀野大西常代子氏蔵)を発給していることである。また、下って天正十年(一五八二)六月には神保氏張が射水郡手崎町あての制札(富山県史史料 編Ⅲ 二二頁)を発給している。ここで考えられることは、従来織田政権下においては、一職支配Ⅱ一円知行をゆだねられた者が神社領の禁制などを発給していたのであるが、いまだ軍事的制圧を完遂していなかった越中では、知行給与権は成政が行使しえたが、神社領への禁制・制札の発給は天正九年代の在地状況に規定されていたのではないか。ここに神保長住の発給の意味があると考えられる。そして、長住が越中から駆逐されたと通説される天正十年三月ごろ以降から、その配下の神保氏張が手崎町へ制札を発給し、同年六月二十四日には成政自身が新川郡本郷あてへ禁制、翌日には蓮華寺あてへ禁制を発給している(富山県史史料 編Ⅲ 二二頁)のは、長住駆逐との関連と、信長没後の成政の越中における支配権の独立・強化からと考えられる。(第1表参照)

第二節 越中における上杉・織田の抗争

一、上杉・織田の激戦

小出城の戦い
天正九年(一五八二)正月五日、上杉景勝は越中出馬の意志を決めて、甲斐の武田勝頼あてに

その助勢を求める書状を差し出した。そして、三月十二日には勝頼より上杉の越中出馬に対して関東異状なしの返書がだされて(米沢市丸ノ内 上杉隆憲氏蔵)、上杉方にとって後背の憂いのない越中攻めであった。ところで、京都